

みそ品質表示基準の一部改正案に関する パブリックコメントの募集結果について

消費者庁食品表示課

このことについて、平成23年6月28日から平成23年7月27日までの間、消費者庁ホームページ等を通じて、意見を募集したところ、12件の意見が寄せられ下記のとおり取りまとめました。

記

- 1 意見公募期間及び提出方法
 - (1) 意見公募期間
平成23年6月28日から平成23年7月27日
 - (2) 意見提出方法
郵送、FAX又は電子メール
- 2 意見募集の結果
全件数 12件
- 3 提出された意見と消費者庁の考え方
別紙のとおり。

みそ品質表示基準のパブリックコメントの結果

定義に関する主な意見	件数	回 答
<p>【改正案に賛成】 市場におけるだし入りみその生産実態(市場の20%強)及びみその表示規約ではだし入りみそを規定していますので、消費者及び事業者の双方にとって一層わかりやすい基準になると判断されます。なお、伝統食品であるみその定義に係ることにつきましては、今後とも慎重な対応をお願いします。</p>	2	御意見に沿って、改正案で進めていきます。
<p>【「だし入りみそ」は、新たな区分とすべき】 風味原料を加えたみそについては「米みそ(だし入り)」との表示になるとのことですが、製法も効能も通常のみそとは異なるため、第2条(定義)で「みそ」「米みそ」「麦みそ」「豆みそ」「調合みそ」とは別に「だし入りみそ」と区分けしたほうが、分かりやすくなると思います。</p>	2	だし入りみそにあつては、従来から名称に「米みそ」、「麦みそ」などの記載がされた商品に「みその表示に関する公正競争規約」に従って、「だし入り」の表示がされ、「だし入り」の表示は消費者がみそを購入する際の選択の目安として利用されています。このため、米こうじを使った「米みそ」の場合は、米みそのうち「だし入り」のもの名称を米みそ(だし入り)と表示することとしています。
<p>【「風味原料」の定義を風味調味料品質表示基準の規定と合わせるべき】 「風味原料」の定義を風味調味料品質表示基準の定義に合わせていただきたい。</p> <p>(現状の問題点) 「風味原料」の定義が風味調味料品質表示基準での「風味原料」の定義と異なっている。同一の用語に二つの定義がある。定義の統一をお願いしたい。</p> <p>(改善策) 風味原料の定義を風味調味料品質表示基準と一致させ、風味原料の定義に含まれないものについては、風味原料の括弧の外に記載する。</p> <p>(理由) 「風味原料」の定義が、今回の改正案と風味調味料品質表示基準で異なっており混乱をきたす可能性があるため。</p>	1	「風味原料」として何をを用いるかは各食品によって異なっていることから、品質表示基準によって異なる定義をすることは必要であると考えています。現行の品質表示基準においても風味調味料品質表示基準だけではなく、豆乳類品質表示基準、マーガリン類品質表示基準、めん類等用つゆ品質表示基準においても風味原料の定義が規定されていますが、これらの定義はすべて異なっております。
名称表示に関する主な意見	件数	回 答
<p>【改正案に賛成】 消費者の商品選択上わかりやすい表示になると判断されます。</p>	2	御意見に沿って、改正案で進めていきます。
<p>【「だし入りみそ」と表示する場合の規定を修正すべき】 第3条(1)の後半の「ただし、風味原料を加えたものであって、風味原料の原材料に占める重量の割合が規則別表第1に掲げる調味料の原材料に占める重量の割合を上回るものにあつては、「米みそ」等の文字の次に括弧を付して、「だし入り」と記載すること。」とあるがこれだと、調味料のみの添加であったり、風味原料の使用が調味料より少ない場合は、「だし入り」表記をする必要がないという内容に取れます。 味噌以外のもので風味を調整していること自体が醸造品としての味噌とは別物と考えるので風味原料や調味料を使用したものはすべて「〇〇みそ(だし入り)」とするのが消費者に分かりやすいと考えます。</p>	2	だし入りみそにあつては、従来から名称に「米みそ」、「麦みそ」などと記載された商品に「みその表示に関する公正競争規約」に従って、「だし入り」の表示がされ、「だし入り」の表示は消費者がみそを購入する際の選択の目安として利用されています。このため、みそ品質表示基準における「だし入り」の規定も従来からの公正競争規約の考え方を踏襲し同様なものとしています。

原材料表示に関する主な意見	件数	回 答
<p>【改正案に賛成】 当団体は、事業者に対して改正(案)通りの周知、指導を行ってまいりましたので、その点が一層明確になる改正(案)を支持します。</p>	2	御意見に沿って、改正案で進めていきます。
<p>【加工食品品質表示基準の原材料名の表示方法に合わせるべき】 みそ品質表示基準の原材料表示は、加工食品品質表示基準により記載すべきです。 例えば、あるA社からB社がみそを購入し、B社はこれにダシを入れてダシ入りみそを製造した場合も、改正案では、「大豆、米、食塩」等と表示することになり、あたかも一貫製造されたダシ入りみそであると消費者は誤認します。 このようなケースは、加工食品品質表示基準により、みそを複合原材料として原材料の表示をすべきです。 改正案はメーカーにとって都合良くルールを改正するのではなく、消費者が表示から様々な情報がわかるルールに改正してほしいです。</p>	1	<p>例えば、米みそ(原料:大豆、米、食塩、砂糖、水あめ、調味料(アミノ酸等))と麦みそ(原料:大豆、大麦、食塩、砂糖、水あめ)をあわせた「調合みそ」の場合、みそ品質表示基準の原材料の規定では、「米みそ(大豆、米、食塩)、麦みそ(大豆、大麦、食塩)、砂糖、水あめ、調味料(アミノ酸等)」と砂糖、水あめが記載されることとなります。一方、加工食品品質表示基準の原材料の規定では、複合原材料の原材料の3位以下で、重量の5%未満の原材料はその他と表示できることから、砂糖や水あめが5%未満の場合は「米みそ(大豆、米、食塩、その他)、麦みそ(大豆、大麦、食塩、その他)」の表示が可能となります。この例にも見られるように、みその商品特性を考慮し、消費者により詳細な原材料情報を提供する観点から、現行の規定が適切と考えます。</p>
内容量表示に関する主な意見	件数	回 答
<p>【改正案に賛成】 現在の表示基準に記載がない内容重量の可否について事業者から問い合わせ等がありましたので、今回の改正によって事業者にわかりやすい基準になります。</p>	2	御意見に沿って、改正案で進めていきます。

その他の意見(パブリックコメント対象外)	件数	回 答
<p>【「調合みそ」の定義や名称を変更すべき】</p> <p>現行の「みそ品質表示基準」では、みそを「米みそ、麦みそ、豆みそ、調合みそ」の4つに分類し定義していますが、「調合みそ」の調合という表現は、薬などを分量に応じて混ぜ合わせるような認識があり、何かの添加物を混ぜ合わせてあるような印象を与えかねなく、消費者に誤解され、また消費者から非常に解りづらいとの意見が寄せられています。</p> <p>「異なるタイプのみそ」及び「異なる穀類のこうじ」を混合して造ったみそについては、「合わせみそ」と表現し、以下のような表示にしたらと考えます。</p> <p>例 名称 合わせみそ(米みそ、麦みそ) 名称 合わせみそ(米みそ、豆みそ) 名称 合わせみそ(米みそ、麦みそ、豆みそ)</p> <p>なお、その他のみそとして、「そば」「粟」「黍」等の米、麦、大豆以外の穀類の「こうじ」を用いたみそも、その「こうじ」原料の名称を冠して表現してはと思います。</p> <p>これらについては、消費者に解りやすく、且つ将来の新規商品開発意欲を殺ぐことにならぬよう、十分な配慮が必要と考えます。</p>	3	<p>今回の見直しに係る御意見ではございませんが、今後の見直しの御意見として承ります。</p>
<p>【液状のみそについても規定すべき】</p> <p>「だし入りみそ」については、その便利さから調味料として使う家庭が増えていると聞きます。</p> <p>また、最近ではさらに進化し液状の「液みそ」なるものも発売され、便利さは一層進展しているものと窺われます。</p> <p>さて、今回の一部改正(案)において、「だし入りみそ」をみその定義に含めることを明確にし、形状についての表記も従来からの「半固形状のもの」に統一されていますが、今後のために、液状みそについての定義も明確化させる必要があると考えます。</p>	1	
<p>【豆みその定義を修正すべき】</p> <p>豆みそについて、製造に香煎を使用したものの扱いを明らかにしていただきたい(現状の問題点)</p> <p>豆みその製造において原材料に香煎を使用することが、一般的だと理解しているが、定義においては、大豆にこうじ菌を培養したものに食塩を混合したものとなっている。香煎についての明記がない。</p> <p>(改善策)</p> <p>豆みその定義に香煎の使用を加える。</p> <p>(理由)</p> <p>豆みその定義が実状に合っていないと考えられるので。</p>	1	
<p>【他の製品の原材料に「だし入りみそ」を使用する場合の表示方法を示すべき】</p> <p>今回の品質表示基準改正で、だし入りみそをみそとして定義すると共に、だし入りみそであることが明確になるよう、括弧書きで「だし入り」と記載することになっております。この趣旨から考えると、だし入りみそを原材料として使用した場合の原材料名表示にも、だし入りみそはそれと分かるような表示をすべきですが、例えば米みそと米みそ(だし入り)を併用している場合の原材料名が「米みそ(米みそ、だし入り米みそ)」と煩雑な表示になってしまうことが考えられます。こういった場合は例えば「米みそ(だし入りみそを含む)」など煩雑な表示とならないような表示方法として頂きたいと思えます。</p> <p>或いは、「米みそ(米みそ、だし入り)」と「米みそ」で括弧により()内でだし入りとそうではない米みそを使用していることが分かるようにする、だし入りとそうではないみそを別々に「米みそ、砂糖、しょうゆ、米みそ(だし入り)、…」と分けて表示するなどの具体的な表示方法を、Q&Aとして示して頂きたいと考えます。</p>	1	
御意見総数(のべ数)	20	